

## 保健について

### (1) 健康管理について

- ①早寝・早起き、好き嫌いのないバランスのとれた食事、登校前の排便、歯みがき、洗顔、手洗い・うがいなどを習慣にしましょう。
- ②むし歯・目・鼻・皮膚の病気など気になる症状のあるお子さんは、治療をお願いします。心臓・腎臓・その他慢性疾患のあるお子さんは、受診をし、学校生活で気をつけることを主治医と相談しておいてください。運動制限などがある場合は、養護教諭まで連絡をお願いします。

### (2) 欠席・早退・遅刻の連絡について

体調不良等による欠席・遅刻連絡は、連絡帳でやりとりする方法ではなく、リーバーによる連絡をお願いします。リーバーは、当日の朝に確認しますので、必ず連絡事項は、当日の朝に入力してください。夕方入力したものは確認できませんのでご承知ください。

#### ①欠席・遅刻・早退の連絡方法

- ・登校前に欠席・遅刻・早退の理由を含めた連絡をお願いします。リーバーの「その他コメントはこちら」は担任、養護教諭、児童指導専任教諭も確認します。
- ・リーバーが送信できない場合は学校携帯（080-4479-9882）にショートメールで送ってください。

#### ②早退をする場合

- ・保護者のお迎えが必ず必要です。連絡帳で担任に知らせるとともに、早退する時間に、教室まで保護者の方が迎えに来てください。

#### ③遅刻をする場合

- ・登校時間を過ぎて登校する場合は、保護者の方が付き添って教室まで送って下さい。

### (3) 保健室について

- ①学校でけがをした時、応急手当をします。
  - ・保健室では応急処置を行います。その後、家庭で経過観察をよろしく願いいたします。
  - ・必要に応じて病院受診をお願いいたします。けがの状態によっては児童保健調査票の緊急連絡先にお電話いたします。

**学校携帯 080-4479-9882 から電話をいたします。  
必ず登録をお願いします。**

- ②体調がよくない場合（頭痛・腹痛・吐き気など）は、休養をして様子をみます。
  - ・基本1時間休養して回復しない場合は、お迎えの連絡をいたします。
  - ・保健室には内服薬を置いておりません。医師から処方された薬を持ってくる場合は、担任にお知らせください。
  - ・発熱の場合は、別室対応させていただくこともあります。
- ③心身の不調について、保健指導、健康相談をします。
  - ・学校では保健に関するセンターとして活動しています。お子さんの様子で気になる事は、

担任、児童支援専任はもちろん、養護教諭にもお気軽にご相談ください。

#### (4) スポーツ振興センターについて

学校管理下におけるお子さんの災害（けが等）について、日本スポーツ振興センターから保護者の方に対して災害共済給付（医療費等の支給）の手続きを行っています。詳細については、日本スポーツ振興センタ HP→災害共済給付→保護者の方へをご覧ください。担当は養護教諭となります。

#### (5) 保健行事について

4月から6月にかけて、健康診断を実施します。詳細は保健だよりなどでお知らせします。

<健康診断の内容>・・・内容は、学年によりちがいます

身長・体重の測定 視力検査 聴力検査 心電図検査

尿検査 校医の先生による検診（内科・眼科・歯科・耳鼻科）

#### (6) 保健関係書類記入についての注意事項

##### 児童保健調査票

- ・記入例を参考にご記入ください。
- ・緊急連絡先は携帯電話、勤め先など確実に連絡がとれるところの記入をお願いします。
- ・予防接種欄は母子手帳を確認して正確にご記入をお願いいたします。

#### (7) 食物アレルギーの対応について

- ・給食におけるアレルギー対応が必要な方は、養護教諭までお声がけください。

#### (8) 学校感染症と出席停止について

下の表の学校感染症にかかった場合、医師から指示があるまで、登校できません。この期間のお休みは、「欠席」ではなく「出席停止」となります。

出席停止の報告方法は、グーグルフォームでの報告になります。まずは、リーバーの健康観察で学校感染症であることをお知らせください。その後、学校感染症の報告フォームを送らせていただきます。医師からの証明書は必要ありません。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 急性灰白髄 炎 ジフテリア 鳥インフルエンザ (H5N1) 重 症急性呼吸器症候群 (SARS)	} 治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、 かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、 かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱したのち3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後、 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま で
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過 するまで
第三種	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
	腸管出血性大腸感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	} 感染のおそれなくなるまで

※令和5年2月現在(今後変更の可能性があります。)

※溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)などのその他の感染症は、主治医から学校を休むように指示があっても、基本的に「出席停止」扱いにはなりません。